

入札説明書

令和8年6月

群馬県教育委員会事務局高校教育課

県立高校生等のための TUMO Gunma 体験支援事業に係るバス運行等業務委託契約に係る入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書の定めるところによるものとする。

1 調達内容

(1) 調達件名

県立高校生等のための TUMO Gunma 体験支援事業に係るバス運行等業務

(2) 業務内容

デジタルクリエイティブ人材育成施設「TUMO Gunma」と群馬県内6地域を往復するバスの運行及び添乗並びに本事業に係る周知広報

(3) 数量

令和8年7月27日から8月31日までの平日のうち群馬県教育委員会が指定する6日間（1日あたりバス1台、計6台）

(4) 履行場所

群馬県内6地域（別表1に定めるとおり）と TUMO Gunma（高崎市）間
なお、別表1は、本書とは別に作成した別添資料3のとおりとする。

(5) 入札方法

1 (1)の件名を入札に付す。入札方法の詳細は4に定めるとおりとする。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するのに支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による群馬県の入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 本件の一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を提出した日から入札日までの間において、県から指名停止を受けていない者であること。

(6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

(7) 当該調達物品について、相当期間の販売実績を有することを証明した者であること。

(8) 日本国内において、群馬県教育委員会が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県教育委員会事務局高校教育課教科指導第一係（担当：須田・山越）
電話 027-226-4645 電子メール kikoukou@pref.gunma.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年6月12日（金）から同月17日（水）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記3(1)の場所において交付するほか、群馬県ホームページ上に掲載する。

(3) 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、次に定める書類を添付した申請書を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について、群馬県教育委員会が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格の確認結果は、令和8年6月22日（月）までに一般競争入札参加資格確認通知書（別記様式第2号。以下「確認通知書」という。）により通知する。

ア 添付書類

高校生を対象としたバス運行等業務の実績を証明する書類（任意様式）及び担当者届（別記様式第3号）

イ 申請書等の提出期限

令和8年6月17日（水）午後5時まで（書類提出受付は休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

ウ 申請書等の提出方法

郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記イの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「県立高校生等のためのTUMO Gunma 体験支援事業に係るバス運行等業務委託契約に係る資格確認申請書在中」と朱書すること。

エ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年6月24日（水）午後2時 群馬県庁昭和庁舎3階 32会議室
（郵送による場合は、書留郵便とし、同月23日（火）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県教育委員会事務局高校教育課長宛親展で必着のこと。また、確認通知書の写しを入札書に同封し、二重封筒の表封筒に「県立高校生等のためのTUMO Gunma 体験支援事業に係るバス運行等業務委託契約に係る入札書在中」と朱書すること。）

4 入札方法

- (1) 入札参加資格を確認しなかった者又は入札参加資格を確認した後、入札参加資格を失うことになった者は、入札の参加を認めない。
- (2) 入札者は、入札書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- (3) 入札書は、封筒に入れ、契約事項名及び住所・氏名を記載して提出すること。
- (4) 入札は、入札者本人又はその代理人が入札書を提出すること。
- (5) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状（別記様式第5号）を提出すること。

- (6) 入札者本人又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- (7) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 提出した入札書については、書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (9) 開札は、入札終了後直ちに3(4)に掲げる場所において行う。なお、その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。
- (10) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度の入札をする。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合は速やかに別に定める日時において入札をする。
- (11) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (12) 入札への立会いの際には、確認通知書（又はその写し）を持参すること。

5 契約

本契約は、別添資料1の契約書（案）によるものとする。

6 落札者の決定方法等

規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

また、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格を入札した他の者のうち、最低価格をもって申込みをした者を落札者とする場合がある。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札に際しての入札保証金は、規則第173条第2号の規定により免除する。また、契約に際しての契約保証金は、規則第199条第3号の規定により免除する。

(3) 入札の無効

公告及び上記2に示した入札参加資格のない者の入札及び次のいずれかに該当する入

札は、無効とする。

- ア 3(3)に定める提出書類に虚偽の記載を行った者による入札
- イ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出した入札
- ウ 入札に際し、不正の行為をした者による入札
- エ その他入札に関する条件に違反した者による入札
- オ 金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札書による入札

(4) 入札及び契約に係る費用

本件入札に係る一切の費用は、入札者の負担とする。

また、契約書の作成に要する一切の費用は、落札者の負担とする。

(5) 入札の辞退

確認通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、令和8年6月23日(火)午後5時までに「入札辞退届」(別記様式第6号)を上記3(1)に提出すること。なお、郵便の場合は書留郵便とすること。

(6) 提出された資料の取扱い

本件入札に際して群馬県教育委員会に提出された資料は、返却しない。

群馬県教育委員会は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(7) 目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者は、群馬県教育委員会から提供を受けた入札関連の文書を、第三者に漏らしたり、本件入札及び契約等以外の目的に供したりしてはならない。

(8) 消費税等の取扱

契約締結後に消費税及び地方消費税の税率改正があった場合は、改正後の税率により計算した額に契約額を変更するものとする。

(9) 質問方法

入札説明書等に対する質問方法等は、次による。

ア 質問の受付

質問は、令和8年6月12日(金)午前9時から同月17日(水)午後5時までに、上記3(1)の場所に、質問書(別記様式第7号)を電子メールにより提出して行うこと。また、提出後、電話にて送信した旨を連絡すること。

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

イ 質問への回答

令和8年6月22日(月)午後5時までに、参加資格を満たした者全てに対して、担当者届に記載された者宛てに電子メールにより回答する。

8 付属資料

別記様式第1号	一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書
別記様式第2号	一般競争入札参加資格確認通知書
別記様式第3号	担当者届
別記様式第4号	入札書
別記様式第5号	委任状
別記様式第6号	入札辞退届
別記様式第7号	質問書

別添資料 1	契約書 (案)
別添資料 2	仕様書
別添資料 3	別表 1 群馬県内 6 地域